

平成30・31年度の保険料率を決定しました

後期高齢者医療制度の保険料を決める基準である保険料率（均等割額と所得割率）は、2年ごとに見直します。

○兵庫県の保険料率（平成30・31年度）

	平成30・31年度	平成28・29年度
均等割額	48,855円	48,297円
所得割率	10.17%	10.17%
賦課限度額	62万円	57万円

○兵庫県の平成30・31年度保険料の計算方法

年間の保険料は、被保険者お一人おひとりが等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。

均等割額		所得割額		保険料額（年額）
48,855円	+	(総所得金額等※ - 33万円)	=	賦課限度額
		× 所得割率10.17%		(62万円)

※ 総所得金額等とは、収入額から控除額を引いた金額です。（ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、医療費控除額、障害者控除額、扶養控除額等の所得控除額は含みません。）

○保険料額の通知

被保険者お一人おひとりの保険料額は、7月に送付する保険料額決定通知書でお知らせします。

○所得の低い方の保険料軽減

以下の方は、平成29年中の所得に応じて平成30年度の保険料額が軽減されます。

① 均等割額の軽減（平成30年度）

同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が、次の基準額以下の場合、均等割額が軽減されます。

総所得金額等（被保険者＋世帯主）が 次の基準額以下の世帯		軽減割合 (軽減後均等割額：年額)	
基礎控除額 (33万円)	世帯内の被保険者全員の所得（公的年金 等控除額は80万円として計算）が0円	9割(注1)	(4,885円)
	上記以外	8.5割(注1)	(7,328円)
基礎控除額(33万円)＋ 27.5万円 (注2)×被保険者数		5割	(24,427円)
基礎控除額(33万円)＋ 50万円 (注2)×被保険者数		2割	(39,084円)

※ 65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定します。

(注1) 本来は7割軽減ですが、特例措置により9割又は8.5割軽減となります。

(注2) **平成30年度より5割及び2割軽減の対象が拡大されました。**

- ・5割軽減の基準

被保険者数に乗ずる金額が27万円から27.5万円に変更となりました。

- ・2割軽減の基準

被保険者数に乗ずる金額が49万円から50万円に変更となりました。

② 所得割額の軽減（平成30年度）

所得割額を負担する方のうち所得割額算定にかかる所得（総所得金額等－基礎控除額33万円）が58万円（年金収入のみの場合、収入額が211万円）以下の方の所得割額は、軽減特例措置により平成29年度は2割軽減されましたが、制度の見直しにより平成30年度以降は軽減特例措置は廃止されました。

③ 被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった方は、所得割額がかからず、均等割額は軽減特例措置により平成29年度は7割軽減でしたが、制度の見直しにより平成30年度は5割軽減となり、保険料額（年額）は24,427円となりました。平成31年度以降は制度本来の軽減（後期高齢者医療制度の被保険者となってから2年間は5割軽減）となります。

なお、国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた方は対象となりません。

※ 被扶養者であっても、世帯の所得が低い方は、均等割額の軽減（9割軽減、8.5割軽減）が適用されます。